

学校いじめ防止基本方針

北区立としま若葉小学校
令和5年1月10日改訂

〈目 次〉

はじめに

第1 本方針に関する事項

1 基本理念等について

- (1) いじめの定義
- (2) 本方針に関する基本理念
- (3) 学校及び学校の教職員の責務等

第2 学校におけるいじめ防止等の対策について

1 組織について

- (1) 「学校いじめ対策委員会」と構成メンバー
- (2) 「学校いじめ対策委員会」の役割
- (3) 定例の会議の設定

2 いじめの未然防止について

- (1) 豊かな情操を養い、人権意識や模範意識を身に付けさせる指導
- (2) いじめの防止等の対策に係る学校の年間活動計画の作成、実施
- (3) SNS 北区ルール of 指導の実施
- (4) いじめに関する授業の実施

3 いじめの早期発見について

- (1) 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解
- (2) 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- (3) 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
- (4) 定期的な「ふれあいアンケート」の実施、分布

4 いじめの早期対応について

- (1) 被害及び加害の保護者への理解に基づく対応
- (2) インターネットを通じて行われるいじめの対応
- (3) 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
- (2) 対処の方法
- (3) 調査の主体

6 いじめの解消について

7 公表、点検、評価等について

- (1) 公表
- (2) 点検
- (3) 評価

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本方針は本校の児童の尊厳を保持する目的の下、「東京都北区いじめ防止基本方針」（平成29年7月1日一部改訂）を基にして、北区教育委員会をはじめとする区関係各部署、本校、地域、保護者、警察などの関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律）第71号）第13条の規定に基づき、学校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をさす）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 本方針に関する事項

1 基本理念等について

（1） いじめの定義

「いじめ」について、いじめ防止対策推進法 第2条では、次のように定義している。

（1）第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

これは、法第2条第1項の定義を踏まえたものである。

この条文について、国の「いじめ防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終決定 平成28年3月14日）」には、以下のとおりの説明がなされており、条例を解釈する際も同様とする。（最終改訂 平成29年3月14日）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけた

が、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの様態の中には犯罪行為として取り扱われるべきものや、早期に警察に相談することが望まれるもの、直ちに警察に通報するべきものなどが含まれる。これらについては教育的な配慮やいじめられた児童への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（２） 本方針に関する基本理念

私たちは、いじめが子供たちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければならない。そのためには、子供のみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要がある。あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければならない。

いじめの防止等のための対策の推進に関する基本理念として、条例第3条において、以下のとおり示している。

- ・全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ・子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること
- ・いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること

いじめ防止等のための対策は、この基本理念の実現に向けて推進する。

（３） 学校及び学校の教職員の責務等

① いじめの防止に向けた組織的な対応

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。

いじめ問題への解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生活指導主任、学年主任等の的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。

② いじめの適切な把握

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる場合があることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

③ いじめについての適切な理解と指導

法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子どもが、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当すると理解することが求められている。また、いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たすることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った児童に対しては、毅然とした指導を行う。また、いじめの指導に当たっては、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。

④ 学校、家庭、地域、関連機関との連携・協働体制の構築

いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、対処療法的な対応ではなく、子供に思いやりの心を育み、いじめが起こりにくい集団づくりに取り組む必要がある。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協力する体制を構築する。

第2 学校におけるいじめ防止等の対策について

1 組織について

(1) 「学校いじめ対策委員会」と構成メンバー

本校は、第22条に基づき、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭などを構成員とする「学校いじめ対策委員会」を設置する。また、重大事案の発生時には、区教育委員会に設置された附属機関と速やかに情報を共有し、重大事案の解決及び防止にあたる。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の役割

その具体的な活動の内容として、次のことを実施する。

- ・ いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、教育課程に定め、その具体的な指導内容を教育活動全体を通じて行う。
- ・ ふれあい月間取組の活用やいじめ防止校内研修により、いじめに対する教職員全体の資質・能力向

上を図る。

- ・策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校のウェブサイトで公開し、保護者・地域を対象とした説明を年度当初に実施する。

また、「学校いじめ対策委員会」の役割として、次のことを担う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施。具体的な年間計画を PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルで取り組む。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いにかかる情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（３）定例の会議の設定（必要に応じて木曜日設定）

- ・いじめ対策委員会は、いじめの認知やいじめの疑いのある場合、事例について即情報共有したり、各事案の対処方法を協議したりする。

2 いじめの未然防止について

（１）豊かな情操を養い、人権意識を身に付けさせる指導

- ・全教職員で全児童を見守る姿勢をもつ。児童のよさを認め、共感して温かい言葉を掛ける姿勢を基本としながら、規範意識を醸成し、自己肯定感を育成する。
- ・呼名は、名字に「さん」を付け、教師と児童、児童相互の関係が互いを認め合い、尊重したものになるようにする。
- ・学級活動、学校行事、縦割り班活動を通して、豊かな人間関係を構築し、優しい心・思いやりの心を育てる。
- ・保護者会、学校便りや各種便り、学校ＨＰ等を通じて、家庭での子供との接し方の理解を図る。
- ・スクールカウンセラーなどによる研修会等を計画し、児童理解やいじめ発生の仕組み、防止に向けての効果的な指導法などを学ぶ。
- ・いじめはいつの時代にも起きているという事実から、恒久的な課題であるという認識をもつ。
それによって、継続的に取り組まなければならない事案であるという共通認識をもつ。
- ・道徳科でいじめに関わる題材を取り上げ、いじめを許さない姿勢を育て、思いやりなどの気持ちを育てよう努める。
- ・サブファミリーなどを通じて、各校の取組や問題点などの情報を共有し、「あいさつ運動」「SDGs」等の取組を通して、小中継続した指導を行えるように努める。
- ・ふれあい月間の通知を利用して、保護者に対してもいじめを許さない姿勢を広く認知してもらい、家庭でも話題にあげ、地域・家庭でもいじめを許さないという風土を作る手助けとする。

(2) いじめの防止等の対策に係る学校の年間活動計画の作成、実施

月	内 容
4 月	いじめ防止基本方針の確認 年間計画の確認 児童・保護者・地域へのいじめの意義指導 (保護者会等)
5 月	サブファミリーなどを通じての情報提供 SC による 5 年生全員面談
6 月	ふれあい月間での取り組み セーフティー教室
7 月	いじめ防止校内研修 区いじめ防止研修 個人面談を通じての家庭との連携の確認
9 月	保護者会を通じての家庭との連携の確認
10 月	
11 月	ふれあい月間での取り組み 道徳授業地区公開講座
12 月	個人面談を通じての家庭との連携の確認 いじめ防止校内研修
1 月	学校評価に基づく振り返り
2 月	ふれあい月間での取り組み
3 月	いじめ防止校内研修 学校いじめ防止基本方針の改訂

(3) SNS 北区ルール of 指導の実施

SNS 東京ノート (東京都教育委員会サイト) 等を活用し、学級活動の時間や道徳の時間で SNS 北区ルールについての指導をする。また、本校の SNS ルールは、SNS 北区ルールを基に、SNS の利用実態や発達段階に応じてルールを設定し、指導の充実を図る。

SNS 北区ルール

【児童が守る 6 つのルール】

- 1 使用は夜 9 時までとし、1 日の利用時間、使用しない時間帯や場所を決めます。
- 2 必ずフィルタリングを付け、保護者と一緒にパスワードを設定しよう。
- 3 送信前に誰が見るのか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- 4 名前やメールアドレスなどを教えたり、知らない人と会ったり、自分を撮った写真を送ったりしません。
- 5 写真や動画を勝手にうつしたり、掲載したりしません。
- 6 困ったことがあったら、一人で悩まず、保護者や先生に相談します。

【保護者が守る 3 つのルール】

- 1 子どもが約束の時間になっても、使用している場合は、注意します。
- 2 子どもを有害サイトから守るため、フィルタリング・パスワードをつけます。
- 3 アプリ等をダウンロードする際には、子どもまかせにせず、親が判断します。

(4) いじめに関する授業の実施

全ての児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動に原因があっても、いじめを行う方法で対処してはならないことを十分に理解させる。また、同じ言動に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、児童同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

さらに、児童がいじめの傍観者にならないようにするため、教職員等への報告、相談など、いじめを止めさせる行動をとることの大切さについて理解させる。

以上の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

授業は、道徳、特別活動等を通じて行う。実施期間は、1回目は4月～7月まで、2回目は9月～12月まで、3回目は1月から3月までを目途とする。

3 いじめの早期発見について

(1) 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。(年間3回以上の校内研修の実施)

(2) 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ・一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」をその日のうちに管理職に報告する。学校ごとに報告・連絡の具体的な手順や方法を定めるとともに、解決までの道筋を具式化した別添のチャート図を使って共通理解を徹底させる。
- ・「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ・教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ・「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。⇒いじめの認知

(3) 学校教育相談体制の構築と児童や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、児童の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は児童や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。また、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、定期通信等を通じて児童・保護者に周知・徹底する。

(4) 定期的な「ふれあいアンケート（いじめの発見のための）」の実施

いじめを認知するためのアンケートの実施を年3回実施、分布し、児童の安全管理及びいじめの早期発見に努める。

4 いじめの早期対応について

(1) 被害及び加害の保護者への理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去の被害と加害の児童が逆の状況にあったことなどから、被害の児童の保護者と加害の児童の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、児童の対応に先立って、両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。正確な事実に基づき、互いの児童にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定し、早期対応を行うとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようになることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された児童が、その事実気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った児童に対して直ちに指導を行う。1～2時間以内に対応・管理職への報告する。被害の児童の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の記録、拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の児童の心のケアを行うとともに、当該の児童の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の児童との関わりの修復等を支援する。

(3) 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法では、学校において、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を速やかに所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

学校は、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の元に組織を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処の方法

重大事態の発生が確認された場合、学校は法第30条第1項の規定に基づき、直ちに教育委員会に重大事態の発生を報告する。

被害を受けた児童の心身の苦痛の状況、行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家などの派遣による支援を要請したりするなど、被害が深刻化することを防ぐ。

（３）調査の主体

重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断を、教育委員会が行う。また、その際、調査組織の構成についても適切に判断する。

・学校が主体となる場合

既存の学校いじめ防止等の対策のための組織である「学校いじめ対策委員会」で調査を行う場合には、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、学校評議員、関係機関の職員等を加えるなどして、組織メンバーを確定させる。なお、保護者代表等の外部委員を加える場合、いじめに係る個人情報、漏洩等の事故があってはならないものであることを確認し、その取扱いに遺漏がないよう留意しなければならない。

いじめ重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策委員会が法第 23 条第 2 項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童、加害児童、それぞれの保護者）が納得している場合は、改めて事実関係の確認のため第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。

6 いじめの解消について

被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 か月）継続しているかどうか確認する。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、被害児童本人及びその保護者に対し面談等で確認する。

7 公表、点検、評価等について

（１）公表

策定した学校いじめ基本方針を本校ホームページに公表する。

（２）点検

「ふれあい月間」の取組内容・学校シートを点検、確認する。

（３）評価

ふれあい月間の自己点検の結果、学校評価（年度末）を踏まえて組織で評価し、課題の改善を図る。

いじめを認識・発覚してから解消までの手順

令和5年1月10日

